

第8回 旧北上川水面利用者協議会

【議　事】

平成29年7月18日

目 次

- | | |
|----------------------------------|-------|
| 1. 旧北上川水面利用者協議会規約の改正について | |
| 2. 旧北上川河口部における不法係留船対策計画書(素案)について | |

旧北上川水面利用者協議会規約 改正(案)

改正前	改正後
<p>(構成)</p> <p>第4条 協議会は、学識経験者、国土交通省、宮城県、石巻市、船舶利用者、沿川住民、水面利用に係る各組織の代表者によって構成するものとし、別表1に定める者をもってあてる。</p> <p>2 協議会に、座長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。</p>	<p>(構成)</p> <p>第4条 協議会は、学識経験者、国土交通省、宮城県、石巻市、船舶利用者、沿川住民、水面利用に係る各組織の代表者によって構成するものとし、別表1に定める者をもってあてる。</p> <p>2 協議会に、座長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>3 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。また、委員は再任されることができる。</u></p>

旧北上川水面利用者協議会規約（案）

（名 称）

第1条 本会は旧北上川水面利用者協議会（以下「協議会」という。）とする。

（目 的）

第2条 協議会は、旧北上川における水面・水際の良好な船舶等の係留環境の整備等を行うことにより、水面の安全かつ秩序ある利用の維持・増進を図ることを目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (一) 恒久的係留施設及び暫定係留施設の整備・設置、並びに無許可係留船及び係留施設の是正措置に関する事項
- (二) 秩序ある水面・水際利用の実現に向けた水辺整備に関する事項
- (三) その他水面利用に関して必要と認められる事項

（構 成）

第4条 協議会は、学識経験者、国土交通省、宮城県、石巻市、船舶利用者、沿川住民、水面利用に係る各組織の代表者によって構成するものとし、別表1に定める者をもってあてる。

2 協議会に、座長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。また、委員は再任されることができる。

（協議会）

第5条 協議会は、必要な都度招集し、座長が議事進行する。

2 座長は、必要に応じて協議会に委員以外の関係者の出席を求めることができる。

（幹事会）

第6条 協議会の下に幹事会を設ける。

- 2 幹事会は、協議会で決定した事項及び第3条に定める事項の実務的な調整をするため、協議会の機関をもって構成する。
- 3 幹事会の議事運営のため、幹事長を置く。
- 4 幹事長は、東北地方整備局北上川下流河川事務所技術副所長をもってあてる。

（事務局）

第7条 協議会の事務局は、国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所及び石巻市に置く。

（規約の改正）

第8条 協議会は、この規約を改正する必要があると認めた時は、座長が協議会に諮り、これを決定する。

（雑 則）

第9条 この規約に定めるものの他、必要な事項はその都度協議して定める。

付 則

この規約は、平成24年4月18日から施行する。

付 則

- 1 この規約は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 本規約改正後の委員の任期は平成30年4月1日を始期とする。

旧北上川水面利用者協議会委員

〈改正前〉

別表1

区分	所属・役職	氏名
学識経験者	石巻専修大学 准教授	李 東勲
行政機関	石巻市長 宮城県 東部地方振興事務所長 宮城県 石巻港湾事務所長 宮城県警察本部 生活安全部 生活環境課長 宮城海上保安部 石巻海上保安署長 東北運輸局 海事振興部 船舶産業振興官 東北運輸局 石巻海事事務所長 東北地方整備局 河川部 河川保全管理官 東北地方整備局 北上川下流河川事務所長	亀山 紘 加藤 廣太 結城 孝俊 佐近 正浩 横江 正則 岩渕 孝幸 千代谷 昇 一戸 欣也 高橋 政則
水面利用者	石巻商工会議所 会頭 一般社団法人 日本マリン事業協会 東北支部長 石巻ヨットクラブ 会長 網地島ライン株式会社 代表取締役 株式会社ヤマニシ 取締役社長	浅野 亨 藤崎 雅実 小笠原 秀一 安倍 友一 長倉 清明
沿川住民	湊一丁目町内会長 門脇町二丁目三丁目町内会長 株式会社木の屋石巻水産 代表取締役副社長	佐藤 彰 本間 英一 木村 隆之

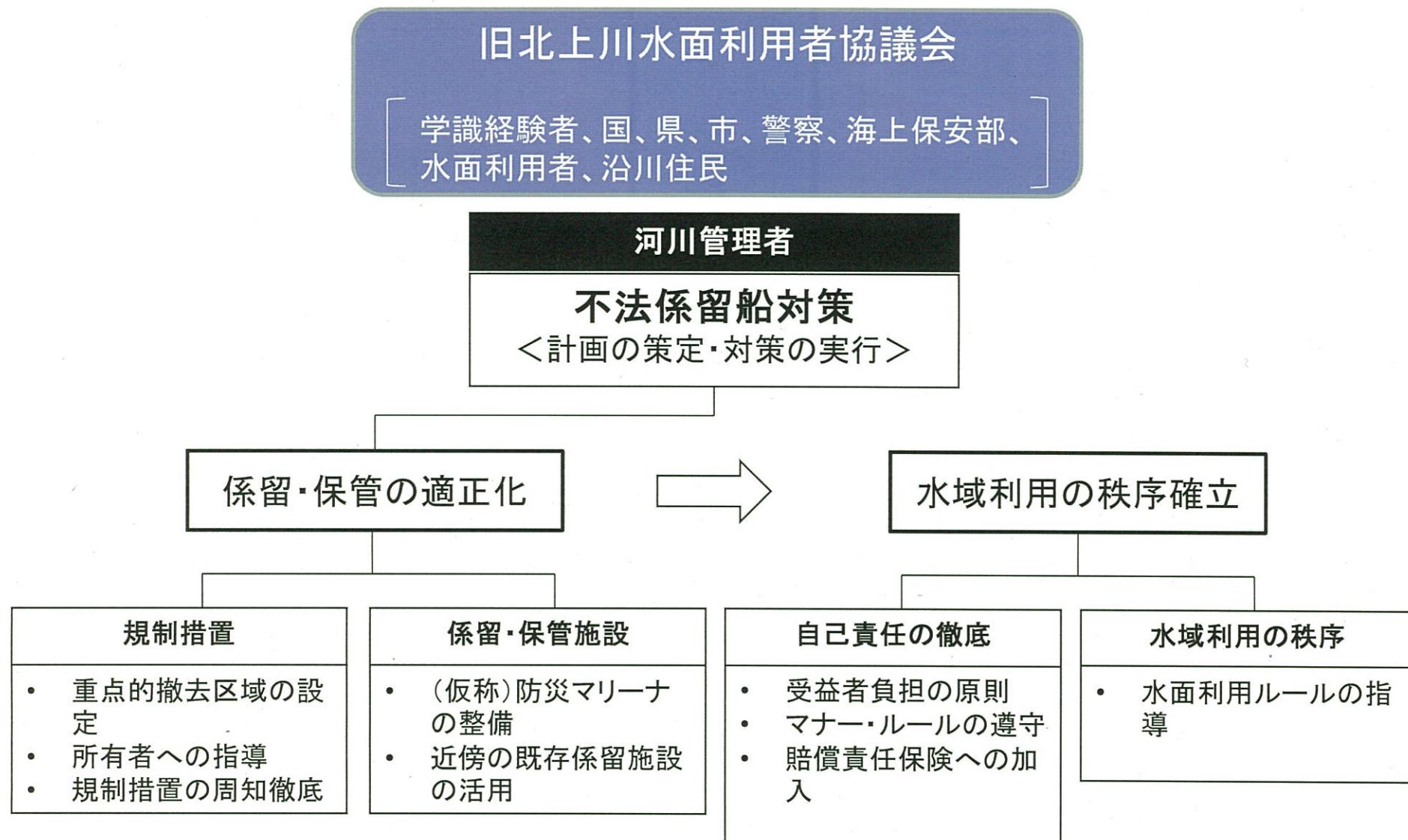
〈改正後〉

別表1

区分	所属・役職	氏名
学識経験者	石巻専修大学 准教授	李 東勲
行政機関	石巻市長 宮城県 東部地方振興事務所長 宮城県 石巻港湾事務所長 宮城県警察本部 生活安全部 生活環境課長 宮城海上保安部 石巻海上保安署長 東北運輸局 海事振興部 船舶産業振興官 東北運輸局 石巻海事事務所長 東北地方整備局 河川部 河川保全管理官 東北地方整備局 北上川下流河川事務所長	亀山 紘 加藤 廣太 後藤 孝二 菅原 利明 横江 正則 岩渕 孝幸 千代谷 昇 高橋 孝男 高橋 政則
水面利用者	石巻商工会議所 会頭 一般社団法人 日本マリン事業協会 東北支部長 石巻ヨットクラブ 会長 網地島ライン株式会社 代表取締役 株式会社ヤマニシ 取締役社長	浅野 亨 藤崎 雅実 小笠原 秀一 安倍 友一 長倉 清明
沿川住民	湊一丁目町内会長 門脇町一丁目町内会長 株式会社木の屋ホールディングス 代表取締役副社長	佐藤 彰 平塙 善政 木村 隆之

2 旧北上川河口部における不法係留船対策計画書(素案)について

2-1 旧北上川河口部における不法係留船対策の進め方



2 旧北上川河口部における不法係留船対策計画書(素案)について

2-2 『旧北上川河口部における不法係留船対策計画書』(素案)の要点

1. 受け皿となる係留保管施設

→ 石巻市が計画中の(仮称)防災マリーナとともに、近傍の既存係留施設の利活用による対応。

2. 重点的撤去区域の段階的な設定

→ 無許可の係留船・工作物が集中している右岸の門脇町・中央地区、左岸の湊町・八幡町地区、中瀬に囲まれた区域。順次区域を拡大していく。

3. 規制措置の周知

→ 重点的撤去区域の設定に伴い、従来以上の移動要請・警告を実施していくことから、関係機関や関係団体に対して広く周知を実施。

旧北上川近傍の港湾・漁港 位置図



凡 例

◎	宮城県管理漁港
○	宮城県管理港湾
○	石巻市管理漁港
○	女川町管理漁港

仙台塩釜港
(石巻港区)

(仮称)防災マリーナ 計画予定地

石巻港区

内港地区

大泊地区

釜地区

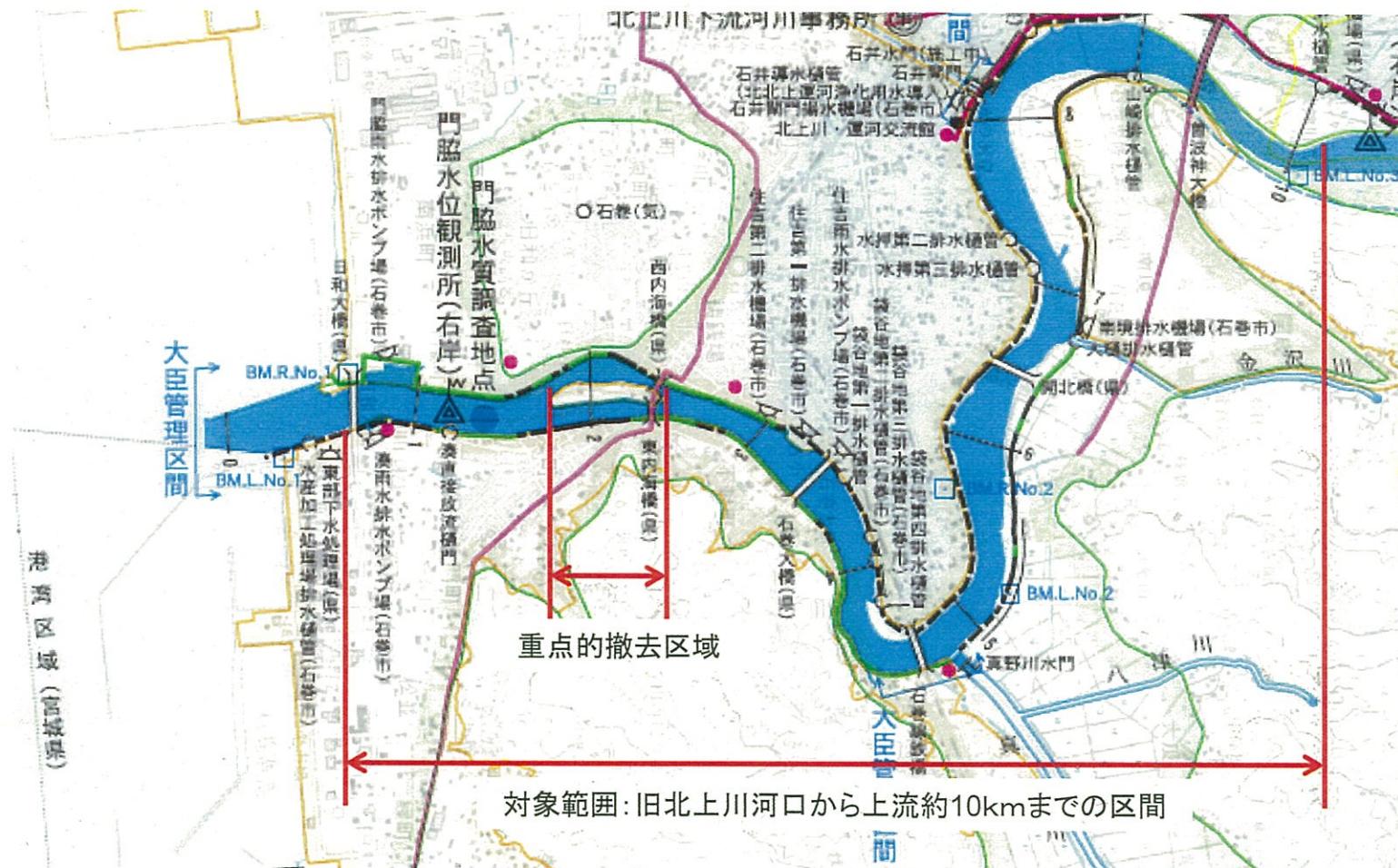
東釜野地区

「宮城の港湾」(宮城県発行)より

1:50,000

FIA (LUE02/70-4033)

不法係留船対策計画書の対象範囲・重点的撤去区域



規制措置の周知(案)

1. 国土交通省東北地方整備局、北上川下流河川事務所、宮城県東部地方振興事務所、石巻港湾事務所における**掲示板の活用**
2. 地元自治体が発行する**広報紙への掲載依頼**
3. 不法係留船のうち、所有者が判明している場合には**郵送による文書通知**
4. 北上川下流河川事務所**HP・SNSの活用**
5. 関係機関である(一社)日本マリン事業協会東北支部への情報提供
6. 旧北上川河口部における**看板設置**
7. パトロールを活用した注意喚起